

作物統計調査の改善について

平成29年 7 月20日

農林水産省大臣官房統計部

諮問第93号の答申での今後の課題

本調査では、一部の作物を除き、作付面積調査及び収穫量調査に係る全国調査について、その実施間隔を空ける形で調査周期を変更することとしており、これに伴い、全国調査実施年以外の中間年に実施する主産県調査の実施頻度が増加することとなる。

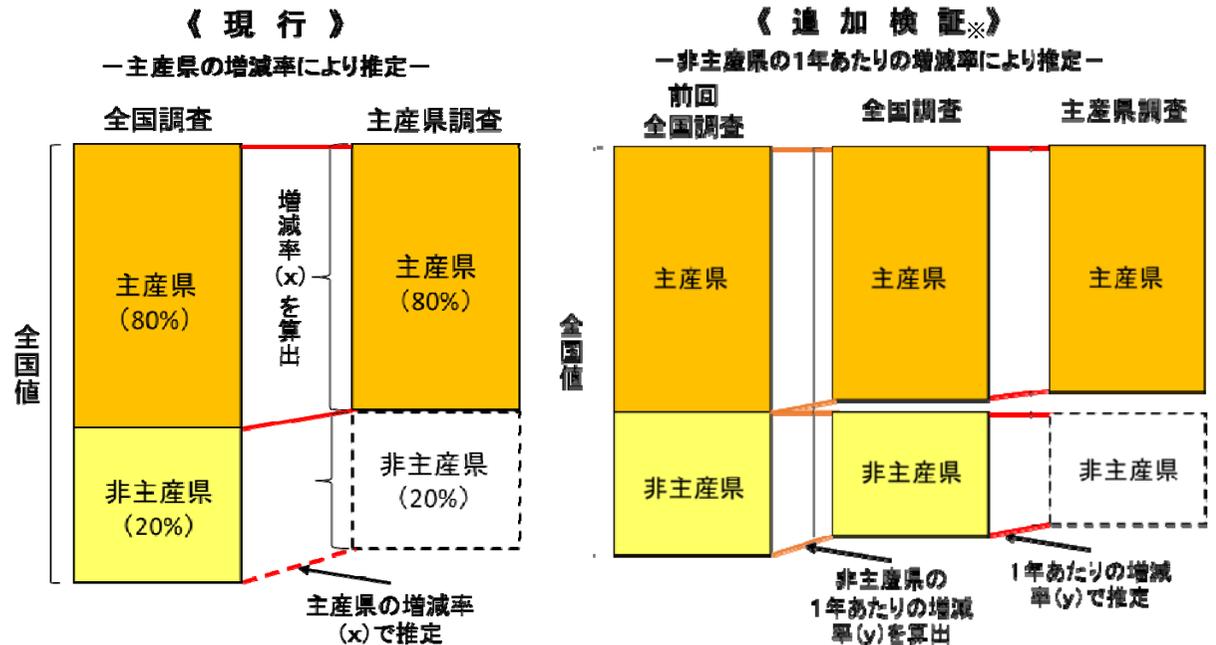
こうした中、全国調査実施年以外は主産県調査における主産県の増減率を非主産県に当てはめて全国値を推定し、公表することとしている。

これについては、作付面積や収穫量の増減率において、主産県と非主産県に差が生じている可能性が考えられることや、今後、主産県調査結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する必要がある。

対応の方向性

答申を踏まえ、全国調査を実施した品目から順次、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施する。

検証の結果、主産県と非主産県の動向が著しく異なる品目については、非主産県の直近の公表値及びその3年前（6年前）の非主産県計公表値を用いて1年あたりの増減率を算出し、この増減率を非主産県計の直近の公表値に乗ずることによる推定を検討する。



※主産県と非主産県の動向が著しく異なる品目について検証

スケジュール等

全国調査を実施した品目から順次、検証・検討を行う。

【全国調査年】

野菜・花きは平成28年、かんしょ・飼料作物の収穫量は平成29年、陸稲・かんしょ・飼料作物の面積及び果樹・茶は平成32年、陸稲の収穫量は平成35年。

作物統計調査における平成29年度以降の全国調査年

| | 現行← | | | →見直し後 | | | | | |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 平成26年 (2014) | 平成27年 (2015) | 平成28年 (2016) | 平成29年 (2017) | 平成30年 (2018) | 平成31年 (2019) | 平成32年 (2020) | 平成33年 (2021) | 平成34年 (2022) |
| 陸稲 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | △ | △ | ○ | △ | △ |
| かんしょ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | △ | △ | ○ | △ | △ |
| 飼料作物 | ◎ | ○ | ○ | ◎ | △ | △ | ○ | △ | △ |
| 茶 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ | △ | ◎ | △ | △ |
| 果樹 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ | △ | ◎ | △ | △ |
| 野菜 | △ | △ | ◎ | △ | △ | ○ | △ | △ | ◎ |
| 花き | △ | △ | ◎ | △ | △ | ◎ | △ | △ | ○ |

凡例:

| | |
|---|-------------------------------------|
| ◎ | 面積、収穫量とも全国調査 |
| ○ | 面積は全国調査(果樹・茶は、栽培面積のみ)、 収穫量は主産県調査 |
| △ | 面積、収穫量とも主産 県調査 |

※見直し後の1サイクル(平成29~34年)における各年の業務が平準化されるよう調整(原則として周期の短縮で対応)

※6年で1サイクルとなるため、平成35年以降については、平成29~34年と同様

調査の目的

耕地及び作物の生産に関する実態^(注)を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

(注)本調査の調査対象作物等は、耕地面積、水陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、なたね、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹(15品目)、野菜(41品目)、花き等

調査の概要

調査の沿革

- 昭和22年に開始。昭和25年からは旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として実施。その後、累次の改正を行い、最近では平成19年度や28年度に、調査の簡素化・効率的実施等の観点から、整理・再編等の見直しを実施

調査範囲

- ①面積調査
 - (ア)耕地面積調査…全ての耕地
 - (イ)作付面積調査…作物によって全国の区域又は主産県^(注)の区域
- ②作況調査
 - (ア)作柄概況調査…全国の区域
 - (イ)予想収穫量調査…全国の区域
 - (ウ)収穫量調査…作物によって全国の区域又は主産県^(注)の区域
- ③被害調査
 - (ア)被害応急調査…作物について重大な被害が発生したと認められる区域
 - (イ)共済減収調査…農作物、畑作物又は果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに定める区域

(注)主産県とは、調査対象品目ごとの作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県

調査票及び調査事項

- ①面積調査 12票^(注)
 - (ア)耕地面積調査…田畑別面積、田畑別拡張及びかい廃面積
 - (イ)作付面積調査…作物の種類別作付面積
- ②作況調査 20票^(注)
 - (ア)作柄概況調査…水稻の時期別の作柄概況
 - (イ)予想収穫量調査…水稻の予想収穫量
 - (ウ)収穫量調査…作物の種類別収穫量
- ③被害調査 6票
 - (ア)被害応急調査…被害を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量
 - (イ)共済減収調査…作物の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

(注) 9票は、面積調査及び作況調査を兼ねる調査票である。

調査組織

- 農林水産省－地方農政局等－報告者
※調査方法 ⇒ 職員、調査員、郵送、オンライン

調査期日及び公表時期

- ①面積調査
 - 調査期日…耕地面積調査及び水稻の作付面積調査 ⇒ 7月15日 水稻以外の作付面積調査 ⇒ 主として当該作物の収穫期
 - 公表時期…耕地面積調査 ⇒ 10月下旬 水稻の作付面積調査 ⇒ 9月下旬等 水稻以外の作付面積調査 ⇒ 当該作物の調査のおおむね2か月後
- ②作況調査
 - 調査期日…作柄概況調査（水稻） ⇒ 7月15日、8月15日及び統計部長が定めるもみ数確定期 予想収穫量調査（水稻） ⇒ 10月15日
 - 収穫量調査 ⇒ 当該作物の収穫期
 - 公表時期…作柄概況調査（水稻） ⇒ 7月下旬、8月下旬及び9月下旬 予想収穫量調査（水稻） ⇒ 10月下旬
 - 収穫量調査 ⇒ 当該作物の調査のおおむね2か月後
- ③被害調査
 - 調査期日…被害応急調査 ⇒ 作物について重大な被害が発生したと認められるとき 共済減収調査 ⇒ 当該作物の収穫期
 - 公表時期…被害応急調査 ⇒ 原則四半期及び天災融資法発動の際 共済減収調査 ⇒ 調査実施後3か月以内

